

世羅町内

建設工事入札参加資格者 各位

世羅町長 奥田 正和

(財政課)

世羅町発注建設工事における社会保険等未加入対策の実施について

1 内容

建設業者の社会保険等の加入を促進し、技能労働者の労働環境改善を図るため、受注者が社会保険等未加入建設業者（加入義務がない者は除く）と一次下請契約することを原則禁止します。一次下請業者が社会保険等未加入であることが判明した場合は、受注者に対して次の措置を行います。

措 置	内 容
違約金請求	当該一次下請業者との最終契約金額の 10%を請求
指名除外の措置	契約違反に該当し、1 か月(最大 12 か月)の指名除外
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13 点(最大 20 点)の減点

ただし、世羅町が「特別の事情」があると認めた場合は、1 か月以内に一次下請業者が社会保険等に加入することを条件にして一次下請契約を認めますが、当該期間内に加入しなかった場合は、受注者に対して上記の措置を行います。

「特別な事情」と認められる例
特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合をいいます。
「特別の事情」に該当しないと考えられる例
<ul style="list-style-type: none"> ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない ・世羅町との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた

※ 1 一次下請業者の建設業許可の有無は問いません。

※ 2 建設工事に該当しない資材納入、運搬業務及び警備業務等は対象外です。

※ 3 社会保険等未加入業者とは、次の定める届出の義務を履行していない者

- ・健康保険法第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務

ただし、当該届出の義務がない者を除く。

2 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に公告、指名（見積）通知する建設工事から実施します。